

広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第五十一号

##### 広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

広島県漁港管理条例施行規則（昭和四十年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第四項まで、第六項及び第七項」を「第五項まで及び第七項から第九項まで」に改める。

第十一条中「五日市漁港」の下に「（五日市漁港フィッシャリーナ施設を除く。）」を加え、同条を第十八条とする。

第十条中「規定」の下に「（条例第十一条の二を除く。）」を加え、同条を第十七条とする。

第九条第一項中「別記様式第七号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第十六条とする。

第八条第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第十一号」に改め、同条を第十五条とする。

第七条第一項第一号中「又は条例第九条第三項ただし書」を「、第九条第三項ただし書又は第十一条の二第二項」に改め、同項第二号中「前条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第十四条とし、第六条の次に次の七条を加える。

（使用の許可申請）

第七条 条例第十一条の二第二項の規定による許可（条例別表第三に掲げる施設に係るものに限る。以下「使用の許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を、第一号の施設については当該施設の使用開始日の三月前から一月前までの間に、第二号の施設については当該施設の使用開始日の前日までに、知事に提出しなければならない。

一 五日市漁港フィッシャリーナ施設のうち、艇置施設（ビジター用海上艇置施設を除く。

）（、船台（その他の場合を除く。）及び上下架施設（その他の場合を除く。）） 別記

様式第六号

二 五日市漁港フィッシャリーナ施設研修室 別記様式第七号

2 前項の申請書（前項第一号の施設に係るものに限る。）には、次の各号に掲げる書類及び別記様式第八号による誓約書を添付しなければならない。

一 船舶検査証書の写し又は動力漁船登録票の写し

二 申請者が法人である場合は、その登記簿謄本

三 その他知事が特に必要と認める書類

（許可の基準等）

第八条 条例第十一条の四第一項第一号に規定する公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるときは、許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、

- 一 使用料を頻繁に滞納しているとき。
- 二 条例第十一条の四第二項の規定により許可を取り消され、その取消しのあつた日から起算して一年を経過していないとき。
- 三 条例第十六条の規定により過料に処せられ、その処分のあつた日から起算して一年を経過していないとき。

四 その他知事が特に使用を不相当と認める者であるとき。

2 条例第十一条の四第一項第四号に規定するその他管理漁港施設の管理及び運営上支障があると認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときは、

- 一 その使用の内容が、管理漁港施設の安全かつ効率的な利用を妨げるおそれがあるとき。
- 二 その使用の内容が、管理漁港施設の能力に照らして不適切なものであるとき。

(使用期間)

第九条 条例第十一条の二第一項の許可に係る使用期間は、一年以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第十条 条例別表第三に掲げる施設の使用料は、条例第十二条第三項の規定に基づき、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額に減額するものとする。

一 次に掲げる手帳の交付を受けている者が、施設を使用する場合 使用料の額の二分の一に相当する額

イ 身体障害者手帳

ロ 戦傷病者手帳

ハ 療育手帳

二 精神障害者保健福祉手帳

二 前号に掲げる場合のほか知事が特別の事由があると認める場合 その都度知事が定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記様式第九号による施設使用料減免申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前項第一号の規定により五日市漁港フィッシュヤリーナ施設のうち、艇置施設（ビクター用海上艇置施設に限る。）、船台（その他の場合に限る。）、上下架施設（その他の場合に限る。）、駐車場又はシャワーの使用料の減額を受けようとする者は、当該施設の管理事務所において、同号イからニまでに定める手帳を提示することをもつて足りるものとする。

3 前項本文の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第一項第一号イからニまでに定める手帳の写し
- 二 その他知事が特に必要と認める書類

(使用料の返還)

第十一条 条例第十二条第四項ただし書の規定による条例別表第三に掲げる施設の使用料の返還は、使用することができなくなつた期日等につき、月割計算、日割計算によりこれを行うものとする。

(費用の負担)

第十二条 条例別表第三に掲げる施設の使用に伴う水道の使用料その他の必要経費については、使用者の負担とする。

(施設の返還)

第十三条 第七条第一項第一号に規定する施設の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた施設を返還しようとするときは、返還しようとする日の七日前までに別記様式第十号による施設返還届を知事に提出しなければならない。

別記様式第四号中「(第6条, 第7条関係)」を「(第6条, 第14条関係)」とす。

「平成 年 月 日から 平成 年 月 日 時から  
平成 年 月 日まで」を「平成 年 月 日 時まで」に改める。

別記様式第五号中「(第6条, 第7条関係)」を「(第6条, 第14条関係)」に改める。

別記様式第七号中「(第9条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記様式第十二号とする。

別記様式第六号中「(第8条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記様式第十一号とし、別記様式第五号の次に次の五様式を加える。



様式第7号 (第7条関係)

研修室使用許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

④

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (       )       —

次のとおり五日市漁港フイッシャリーナ施設研修室を使用したいので、許可してください。

使用期間	平成	年	月	日	時	分	から
	平成	年	月	日	時	分	まで
使用目的							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

誓 約 書

平成 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

④

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) —

平成 年 月 日付けで使用許可申請した五日市漁港フイッシャリーナ施設の使用について、広島県漁港管理条例、広島県漁港管理条例施行規則、指定管理者管理漁港施設使用基準及び許可の条件を遵守します。

使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
	※研修室を使用する場合 平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時まで	
使用施設	使用許可を受けたい施設を○で囲んでください。(複数選択可)	
	艇 置 施 設 そ の 他	
備考	陸 上 ・ 海 上	
	船 台 ・ 上下架施設 ・ 研修室	
	行政使用欄	※ 選定区画番号

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。



様式第10号 (第13条関係)

施設返還届

平成 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号  
住所 氏名  
④  
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( ) ー

次により使用施設を返還します。

施設の表示	名称
	所在
	明細
指令番号	
許可年月日	平成 年 月 日
返還年月日	平成 年 月 日
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の第七条第一項の規定による許可申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。